

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程(平成二十六年国土交通省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後

地方運輸局長	営業区域	期間	(準特定地域)
一 北海道運輸局長	(略)	(略)	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
二 東北運輸局長	「帯広交通圏」	令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
三 関東運輸局長	「秋田交通圏」及び「いわき市」 (略)	令和四年十月一日から令和九年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
四 北陸信越運輸局長	「南多摩交通圏」 (略)	令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
〔金沢交通圏〕	「京浜交通圏」及び「南房交通圏」 (略)	令和六年十月一日から令和九年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
和九年九月三十日まで	〔新潟市A〕、「柏崎市A」、「松本交通圏」、「上田市A」、「飯田市A」、「富山交通圏」及び「高岡・水見交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
和九年九月三十日まで	〔金沢交通圏〕	令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
和九年九月三十日まで	〔新潟市A〕、「柏崎市A」、「松本交通圏」、「上田市A」、「飯田市A」、「富山交通圏」、「高岡・水見交通圏」、「砺波市B・南砺市」及び「南加賀交通圏」	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
和九年九月三十日まで	〔金沢交通圏〕	令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。
和九年九月三十日まで	〔金沢交通圏〕	令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで	第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

改 正 前